

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「道路政策官 防災政策官 河川政策官」を「防災政策官 道路政策官 河川政策官 まちづくり政策官」に、「文化財保存事務所の所長及び所長補佐 産業振興総合センターの所長、創業・経営支援部長、産業技術研究部長、経営支援課長及び商業・サービス産業課長」を「文化財保存事務所の所長及び所長補佐」に改め、「副主幹」の下に「副主任」を、「財政課の」の下に「総括主計員及び」を加え、同表教育委員会事務局の項中「企画管理室」を「総務課」に改める。

別表第二なら歴史芸術文化村の項の次に次のように加える。

万葉文化館	館長 副館長 総務・広報課長
図書情報館	館長 副館長 総務企画課長

別表第二万葉文化館の項を削り、同表民俗博物館の項の次に次のように加える。

消費生活センター	所長 副所長 中南和相談所長
----------	----------------

別表第二図書情報館の項、野外活動センターの項、食品衛生検査所の項及び消費生活センターの項を削り、同表精華学院の項の次に次のように加える。

野外活動センター	所長 総務・活動支援課長
----------	--------------

別表第二保健研究センターの項の次に次のように加える。

所 中和福祉事務	所長 次長 福祉課長
所 吉野福祉事務	所長 福祉課長

別表第二福祉事務所の項を削り、同表薬事研究センターの項の次に次のように加える。

所 食品衛生検査	所長
所 景観・環境総合センター	所長 次長

別表第二フォレストアカデミーの項の次に次のように加える。

産業振興総合センター	所長 次長 主幹
------------	----------------

別表第二景観・環境総合センターの項を削り、同表競輪場の項中「次長 総務課長」を「次長」に改め、同表奈良まほろば館の項の次に次のように加える。

所 奈良公園事務	所長 次長 管理課長
-------------	------------------

別表第二畜産技術センターの項中「所長 副所長」を「所長」に改め、同表奈良公園事務所の項を削り、同表県営住宅管理事務所の項中「所長 次長」を「所長」に改め、同表社会教育センターの項を削り、同表教育研究所の項の次に次のように加える。

社会教育センター	所長 次長
----------	----------

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。